【テキスト第10章民法演習問題財産編の解答例】

つぎの文章を読んで各問いに答えなさい。

Ⅰ大岡不動産㈱は、同社が東京都文京区本郷2丁目5番地に所有する20坪の宅地と同地に立つ建物を3500万円で売りたいと思い、新聞の折り込み広告に掲載して買手を募集した。この広告をみた間宮重蔵は、大岡不動産㈱に対して当該宅地と建物を3500万円で購入したいと申し込んだ。大岡不動産㈱は、当該宅地と建物を3500万円で売り渡すことを2006年1月20日に承諾し、当事者は、同日契約を締結した。契約の際に、宅地・建物の移転登記および引渡しと代金の支払いは、2006年3月20日に行うことに決まった。

問1.この契約の①典型契約の名称②該当する民法の条文および③契約が成立した年月日を答えなさい。

①　売　買　契　約　②　民法 ５５５ 条　③ 2006 年 1 月 20 日

問2.この契約が有効に成立するための①当事者と②目的に関する有効要件を答えなさい。

①当事者（ⅰ　権利能力　　　 ⅱ　　意思能力　　ⅲ　　行為能力　）

②目　的（ⅰ　履行可能である ⅱ　特定（確定）し得る　）

　　（ⅲ　適法である　　 ⅳ　社会的に妥当である　）

問3.文京区本郷２丁目５番地の土地および宅地の所有権が大岡不動産㈱から間宮重蔵に①移転した年月日および②民法の根拠条文を答えなさい。

① 2006 年 １ 月 20 日　 ②　民法 176 条

Ⅱ　2006年1月６日に、間宮重蔵は預金している成金銀行に対して3500万円およびその利息を返還することを約束して、2006年1月16日に、同人の成金銀行口座に3500万円が振込まれることによって(イ)契約は成立した。この契約を締結する際に、間宮重蔵の母親の間宮多恵子は、重蔵の返還債務を保証するために、(ロ)契約を締結し、多恵子が新宿区本町3丁目1番地に所有する(ハ)50坪の土地に担保を設定するため登記を済ませた。

問4.(イ)で成立した①典型契約の名称②該当する民法の条文および③成立した年月日を答えなさい。

①　消費貸借契約　②　民法 587 条　③ 2006 年 1 月 16 日

問5.(ロ)で締結した契約の名称を答えなさい。　保　証　契　約

問6.(ロ)の保証債務を単純保証する場合と連帯保証する場合の違いを①民法の条文を示して②二つ述べなさい。

①　民法 454 条 ②　連帯保証人は、保証人が有する民法452条の催告の抗弁権、民法453条の検索の抗弁権を有しない。

問7.(ハ)で設定した①担保の名称および②該当する民法の条文を答えなさい。

①　抵　当　権　　②　民法 369 条

問8.売り出された東京都文京区本郷2丁目5番地の宅地と建物は、鑑定機関が優良物件に認定したとして、大岡不動産㈱が偽って売り出したものであった。実は、１年半もの間売れ残り、手入れが行われていないものでとても優良物件とはいえないものであった。間宮重蔵は、①民法　　　条に基づき、当該取引に対して②いかような対処をなし得るか述べなさい。

①　民法 96 条　②　詐欺を理由として契約を取り消すことができる。

Ⅲ大岡不動産㈱と間宮重蔵の間で同社所有の土地とその上に立つ建物の売買（3500万円）契約が締結された同夜に、同地に立っていた建物（特定物）が、大岡不動産㈱の従業員の煙草の火の不始末によって焼失してしまった場合について、下記問に答えなさい。

問9.間宮重蔵は、大岡不動産㈱に対して、①履行不能・危険負担のいずれを根拠として、②民法　　　条と　　　条に基づき、③どのような請求をなし得るのかを二つ述べなさい。

　①　履　行　不　能　　　②民法 415 条と543 条

③　間宮重蔵は、大岡不動産㈱に対して、損害賠償の請求をすることができ（民法415条）るし、契約を解除することができる（民法543条）。

Ⅳ売買契約の手続が順調に進行し、2006年3月20日に宅地・建物の移転登記および引渡しと代金の支払いが完了した。ところが、イ)宅地の一部には、第三者の長谷川忠吾名義の地上権が設定されており、ロ)引渡された建物の屋根には、雨漏りする箇所が認められた。

問10.(イ)の下線部について、間宮重蔵は、大岡不動産㈱に対して、①何を根拠として、②民法　　　条に基づき、③どのような請求をなし得るかを述べなさい。

　①　制限物権が存する場合の担保責任　②民法 566 条

　③　損害賠償の請求または契約の解除をすることができる。

問11.(ロ)の下線部について、間宮重蔵は、大岡不動産㈱に対して、①瑕疵担保・不完全履行のいずれを根拠として、②民法　　　条に基づき、③どのような請求をなし得るかを述べなさい。

　①　瑕疵担保責任　　　　　　　　　　②民法 570 条

　③　損害賠償の請求または契約の解除をすることができる。

【テキスト第10章民法演習問題家族編の解答例補正】

〔最高裁判所大法廷平成25年9月4日非嫡出子相続分差別違憲決定後の解答〕

Ⅰつぎの文章をよく読んで各問に答えなさい。

　 佐藤勇樹は、鈴木貴子に対して、結婚を、2008年4月2日(水)に申し込み、鈴木貴子は、佐藤勇樹に対して、結婚を、同日に快諾した。二人の結婚式および披露宴は、2008年6月15日（日）に挙行された。二人は、2008年6月23日（月）に新居住所地の役所に婚姻届を提出した。

問1.日本国憲法では、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立…」すると規定されています。これは、日本国憲法の何条で規定されているか。

日本国憲法　２４　条

問2.二人の婚姻が法律上成立したのは、何年の何月何日か。

　2008年　6　月　23　日 　　※民法739条を参照

問3.婚姻の成立する要件を４つ答えなさい。

⑴　当　事　者　⑵　目　的　⑶　意　思　表　示　⑷　要　式　行　為（届　出）

※民法739条および742条を参照

問4.婚姻障害事由について、民法の条文を明らかにして、その内容を２つ答えなさい。

　⑴民法　７３１　条　婚姻適齢　　⑵民法　７３２　条　重婚の禁止

※その他民法７３３条～７３７条による障害要件を参照

問5.法律要件を充足することで、契約が成立し、契約に一定の効果が生じる法理論構成を何というか答えなさい。

　　　　　　　要件　―　効果　論

　Ⅱつぎの文章をよく読んで各問に答えなさい。

妻が婚姻中に懐胎した子（民法772条）を⑴ 子という。父または母が認知した子（民法779条）を⑵ 子といい、⑵の子の相続分は、⑴の子の相続分の2分の1である。⑶準正子(民法789条)および⑷養子(民法809条)は、⑴の子の身分を取得するので、相続分も⑴の子と同じである。夫婦親子関係や親族関係にある者は、扶養義務を負うとされる。⑸夫婦親子関係に生じる扶養義務（民法752・820・877条）は、「パンを分け合う」扶養とされ、⑹親族関係に生じる扶養義務（民法730・877条）は、「有り余ったパンを分け合う」扶養とされる。

問6.下線部の⑴と⑵に該当する法律用語を記入しなさい。

⑴　　嫡　出（子）　　　⑵　　嫡出でない（非嫡出）子

問7.下線部の⑶準正子について、民法の条項を明らかにして説明しなさい。

　　　　　民法７８９条:準正子とは、父が認知した非嫡出子で父母が婚姻すること（１項〈婚姻準正〉）によって、あるいは、父母が婚姻中に生れた子を父が認知すること（２項〈認知準正〉）によって、嫡出の身分を取得した子をいう。

問8.下線部⑷特別養子が普通養子の法律要件および効果と異なる点を、民法の条文を明らかにして、2つ答えなさい。

　　民法　817 条の　２　：　特別養子は、特別養子縁組の成立によって、実方血族との親族関係が切断される。

　　民法　817 条の　５　：　特別養子縁組の成立請求時に、6歳に達している者は、養子となることはできない。

問9.⑸と⑹の義務をそれぞれ何というか、答えなさい。

⑸　生活保持義務　⑹　生活扶助義務

Ⅲつぎの各問に答えなさい。

問10.離婚手続を4つ答えなさい。

⑴　　協　議　離　婚　　⑵　　調　停　離　婚

⑶　　審　判　離　婚　 ⑷　　裁　判　離　婚

※民法763条　家事事件手続法244条・268条・279条・家事審判法18条および民法770条を参照

問11.姻族関係を終了するために手続を要するのは、①配偶者が死亡したとき、②配偶者と離婚したとき、どちらなのか番号で答えて、民法の条項を明らかにしなさい。

　　　 ①　：民法　７２８　条　1項

Ⅳつぎは、相続が開始されたある家族の状況を記載したものです。よく読んで各問に答えなさい。

2006年５月1日に夫甲が死亡した。⑴甲の家族としては、配偶者妻の乙、甲と乙との間に準正子Ａ、嫡出子ＢおよびＣ、養子Ｄ、そして甲の両親ＥとＦが認められたが、嫡出子Ｃは、すでに２００３年に死亡していた。Ｃには、嫡出子Ｃ１とＣ２がいる。確認された甲の相続財産は、土地・家屋、株式、預貯金等の合計金１億８０００万円だった。　⑵2006年７月18日に、甲の財産の相続について話し合うことになった。その際に、父親の⑶遺言が弁護士の手によって開封された。それによると、甲とＧとの間には、子Ｈの存在が記されており遺言認知されていた。

　　問12.⑴の時点で認定される甲の相続人を記号で記入し、その相続人が得る相続財産の金額を示しなさい。

　　　　①　乙　;　9000 　万円　　②　　Ａ　 ；　2250 　万円　　③　　Ｂ　 ；　2250　　万円

　　　　④　Ｄ ；　2250 万円　　⑤　　Ｃ1 ；　1125 　万円　　⑥　　Ｃ2　；　1125　　万円

F

E

妻

夫

G

養子D

準正A

非嫡H

嫡出C

妻

嫡出B

被相続財産の総額1億8000万円

C1

妻　　 子A

　 BCD

9000 9000

 万　万円

C2

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　民法887条2項

A　　B

　　 C

D

民法896条　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1125万円

C1C2

　　　　　　　　　　民法900条1号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　民法900条4号　　　　　　　　　　民法901条1項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2250万円ずつ

問13.⑵の時点で確認される甲の相続人のうち、Ａ、Ｃ１およびＨが得る相続財産の金額を示しなさい。

　　　　①　Ａ 　；　1800 万円　　②　　C1 ；　900 万円　　③　 Ｈ　　；　1800　　万円

　　　　　　民法890条　　民法887条1項

妻　　 子A

　　　 BCDH

9000　 9000

万円　　 万円

A　　　B

　　　　C

　　D

H

C1C2

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　民法901条1項

　民法900条1項

 民法900条4号本文A～H各1800万円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 民法901条1項C1,C2各900万円

問14.①被相続人甲の死亡以前に死亡したＣに代わって、Ｃ１およびＣ２が相続する場合。②被相続人甲の死亡以前にＣ２も死亡しており、Ｃ２に子Ｃ３がある場合には、Ｃ３がＣ２に代わって財産を相続することになる。それぞれの相続を何というか答えなさい。

　　①　　代 襲 相 続　　　②　　再 代 襲 相 続

※民法887条2項を参照　※民法887条3項を参照

問15.⑶の普通遺言の形式を３つ述べなさい。

　　①　　自筆証書遺言　　②　　公正証書遺言　　③　　秘密証書遺言

※民法968条を参照　　　　※民法969条を参照　　※民法970条を参照

問16.自筆によって作成された遺言の成立に必要な４つの要件および民法の条項を書きなさい。

　　　　①　　全文自書　 ②　　日付自書　 ③　　氏名自書　　④　　印を押す（押印）　 ⑤　民法　９６７　条　1項

問17.配偶者および直系卑属が被相続人の相続財産に占める遺留分の割合は、いかほどか。

　　２　分の　１　　　※民法1028条2項を参照